

国自旅第202号の1
平成30年12月14日

各都道府県自動車運転代行業担当部局長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に関する措置について（技術的助言）

平成29年の地方分権改革に関する提案募集において、「自動車運転代行業に係る指導・監督を円滑に行うための制度の見直し」の提案があり、平成29年12月26日の地方分権改革推進本部で「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が決定され、同日付で閣議決定されたところである。

有識者会議意見及び閣議決定においては、

- (i) 自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化については、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する
- (ii) 自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、交通の安全及び利用者の保護の観点から、都道府県において条例で規定することが可能であることを明確化するため、地方公共団体、自動車運転代行業者及び地方運輸局に平成30年中に通知する

こととされている。

これを受け、自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化及び自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定に関して条例で定めることが可能であることを下記のとおり通知するので、運用の際の参考とされたい。

記

1. 自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務化について

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）第21条第2項においては、「国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」と規定されており、当該権限は法第28条の規定により自動車運転代行業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に委任されている。

よって、都道府県知事は、条例で定めることにより、自動車運転代行業に係る損害賠償責任保険の保険料の支払状況に係る定期的な報告の義務を課すことが可能である。

2. 自動車運転代行業に係る地域の実情に応じた最低利用料金の設定について

自動車運転代行業は、専ら、地方都市の深夜の歓楽街の酔客という限られた時間・場所・利用者を対象に行われるものであって、時間・場所・利用者を問わず行われ、あらゆる場面において利便性等が確保される必要がある公共交通機関とはその性質や目的等を異にするものであることから、全国的に一律に同内容の基準を定めるべきではないため、法において料金の水準に係る規定は設けられていないものであるが、交通の安全及び利用者の保護の観点から地域の実情に応じて最低利用料金を設定することについては、同法の主旨に反するものではないことから、都道府県において条例で最低利用料金を規定することは可能である。

ただし、最低利用料金を設定することは、自動車運転代行業者に経済的規制を課すことになるため、

- ・交通の安全及び利用者の保護の観点から最低利用料金を設定する必要性について、その根拠となる地域の実情を正確に把握した上で検討すること（安全性に係るデータ、利用者意向調査等）
- ・社会保険、労働賃金規制等を含む各法令を遵守した上で、都道府県ごとに自動車運転代行業を営む際に最低限必要となるコストを勘案すること
- ・定められた最低利用料金が、利用者保護の観点から不当に高額なものにならないこと
- ・自動車運転代行業者の自由競争を阻害しないよう配慮すること

に留意する必要がある。

なお、条例によって最低利用料金を設定する場合であっても、事業者が共同して又は事業者団体が、当該最低利用料金を各社の料金として設定することを決定した場合には、独占禁止法に違反するおそれがある点にも留意する必要がある。